

(3) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待やひとり親家庭の増加に対応するため、「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」や「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」に基づき、児童虐待防止対策連絡協議会実務者ネットワークの情報交換や研修の推進、ひとり親家庭支援対策の推進に努めていくほか、障害児の自立の支援に取り組むとともに、子どもの人権啓発にも努めます。

児童虐待防止対策の充実

平成16年4月に児童虐待防止対策連絡協議会の下部組織である実務者ネットワークが始動しており、情報交換や研修を通じ体制の充実に努めます。

児童虐待防止対策の充実〔既存〕（児童家庭課・指導課）

【事業、施策等の現状】

児童虐待の未然防止は、子どもの生命・安全を脅かす重大な問題であることから、関係機関、団体との密接的連携のもとに地域ぐるみで対応することとし、虐待の予防発見及び対応等それぞれの段階ごとにきめ細やかな対策を講じています。

実績

平成13年5月 野田市児童虐待防止対策連絡協議会を設置
平成14年2月 野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱の策定
平成14年4月 児童・女性問題専任のケースワーカーの配置
平成14年7月 児童虐待相談受付電話「子どもSOS」を開設
平成15年4月 関係機関向けに「児童虐待防止対応マニュアル」を作成配布
平成16年4月 野田市児童虐待防止対策連絡協議会の下部組織として実務者ネットワークを整備・起動

学校における児童虐待防止対策は、日頃の幼稚園及び学校生活での子どもの様子を観察することや家庭訪問等を実施し、実態把握に努めています。

【事業、実施等の課題】

子育て意向調査において、『子育てに関して日常悩んでいること』、または、『気になること』を聞いたところ、「子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまう」と答えた人が3.6%います。

また、家庭児童相談室において、受付けた虐待相談件数は、年々増加しています。このことから、育児に係る負担を背負っている保護者を地域社会が支えあうことが必要であり、虐待予防のため、子育て中の親を孤立させないよう児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化及び育児相談機能との連携強化が求められています。

【施策の方針】

児童虐待防止対策連絡協議会の下部組織である実務者ネットワークにおいて情報交換や研修を進め、子育て中の親を孤立させないように関係機関の連携を強化していくほか、「児童福祉法」の改正に対応した体制強化に努めていきます。

家庭児童相談員による、幼稚園の定期巡回訪問相談や保育所園庭開放時における子育て相談会の開催（休日家庭児童相談室の開設を含む。）コミュニティセンター等公共施設を活用した地域の中での関係機関と共同の養育支援（子育て情報の提供や相談等）体制の整備を図っていきます。

教育施設においては、日頃の幼稚園及び学校生活での子どもの様子を観察し早期発見に努めるとともに、家庭訪問等により実態を把握し、虐待防止に努めていきます。

保護者会や個人面談等で家庭における子どもの教育に関する支援及び指導を行っていきます。

母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等への自立支援については、既に、ひとり親家庭等医療費助成事業、自立支援教育訓練給付金事業、日常生活支援事業、養育費の無料法律相談を行っており、今後、家賃補助制度の創設、民間賃貸住宅の入居に係る公的保証制度の創設、高等技能訓練促進事業等を実施し、支援の推進を図っていきます。

(ア) 情報提供の充実・相談機能の強化 [既存] (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

母子家庭等に対する支援措置の概要・手続等については、市報、ホームページ、子育てガイドブック等により広報啓発を行うとともに、母子自立支援員の設置による窓口相談の拡充や母子寡婦福祉会を通じた情報提供など、母子家庭等が必要とする情報の提供や相談対応に努めています。

【事業、実施等の課題】

「母子及び寡婦福祉法」の改正により、母子自立支援員の職務として新たに職業能力の向上及び求職活動に関する支援が追加されたことから、母子家庭の経済的自立を図る上で母子自立支援員の充実した活動が求められています。また、母子福祉推進員制度の廃止に伴う新たな支援施策が児童委員、主任児童委員との緊密な連携のもと円滑かつ効果的に推進展開される必要があります。

【施策の方針】

母子家庭等の生活全般にわたる相談に適切に対応ができるよう母子自立支援員の資質を高めるための研修を実施します。また、母子自立支援員及び児童委員、主任児童委員との連携を強化し、訪問相談等を通じた情報提供に努めるとともに自立に向けた支援情報を総合的に提供していきます。

一方、母子寡婦福祉会の事業として取り組んでいる養育費のための法律相談事業については、会員相互の協力のもと、円滑な事業運営がなされており、養育費問題について相談者の数件が解決に至るなど、事業が充実していることから引き続き着実な事業の推進を図っていきます。

(イ) 居住の場の確保 [未実施] (建築指導課・住宅政策担当)

- ・市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保及び多回数落選者の抽選率優遇の検討

【事業、施策等の現状】

現在、母子家庭等の住戸として市営住宅5戸を供給しています。また、DV被害者については、市営住宅の目的外使用が可能となったことから、住宅1戸を割り当て、これをステップハウスとして位置付け、自立支援の促進を図っています。

市営住宅への入居競争倍率が高く、何度申し込んでも当選できず結局入居できないので改善してほしいとの要望があります。

【事業、実施等の課題】

住宅に困窮している低所得者に低廉で質の良い住宅を供給することが求められています。

更に母子(父子)家庭向け住戸の確保を図る必要があります。

【施策の方針】

川崎重工の社宅3棟(94戸)を買い取り市営住宅として整備する計画に即し、その中で母子家庭等の住戸を確保していきます。

また、市営住宅における多回数落選者については、抽選率の優遇措置について検討していきます。

- ・民間賃貸住宅の入居に係る公的保証制度の創設

【事業、施策等の現状】

市内母子家庭を対象としたアンケート調査では、『民間賃貸住宅の入居に際して苦労したこと』として「保証人が見つからなかった」、「急場の対応に不安があることを理由に断られた」ことについてそれぞれ1割弱の者が経験し、「家賃等、条件の合う賃貸住宅を探すのに苦労した」者が4割強を占めている状況があります。

【事業、実施等の課題】

「保証人がいない」、「急場の対応に不安がある」などの理由で、民間賃貸住宅の入居が困難な母子家庭等に対し、入居の円滑化・入居後の居住継続を図る支援が求められています。

【施策の方針】

保証人がいない場合、市と協定を締結した民間保証会社が行う家賃債務保証を入居者が契約利用することで家賃等の滞納保証を行っていきます。

仕事、子育てをしながら家賃等、条件の合う賃貸住宅を探すことの苦勞については、居住支援窓口を設置し住宅あっせんに係る専門的立場から不動産事業者団体（宅建協会等）の協力を得て、入居相談、住宅情報の提供等の支援を行っていきます。

既存の福祉サービス等の活用を図り、家主と借主の双方が抱く不安を軽減することで入居の円滑化を図るとともに、対象世帯に合った福祉サービス等の提供により支援を行い、安心して自立した生活ができるよう居住継続を支援していきます。

・家賃補助制度の創設

【事業、施策等の現状】

市内母子家庭を対象としたアンケート調査では、『民間賃貸住宅の入居に際して苦勞したこと』として「入居に係る費用の工面」が4割弱を占めている状況にあります。また、「家賃を少しでも補助してほしい」という要望があります。

国の「新たな住宅政策のあり方について(建議)」の中で、民間ストックを活用する手法である住宅手当や家賃保証、住宅セーフティネットのNPO等による運営についても、生活保護との関係、住宅の質の確保との関係、財政状況、適切な運営主体のあり方を踏まえつつ、必要な検討を行う時期にきている、とされています。また、「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みのあり方に関する中間取りまとめ」においては、モノや人に対する助成のあり方については、市場を通じた良質な賃貸住宅の供給状況や公的主体の財政支援のあり方などを総合的に勘案しながら、今後研究していく必要があるとされているところです。

【事業、実施等の課題】

緊急に居住の場を確保する必要がある低所得の母子家庭等及びDV被害女性のうち民間賃貸住宅へ入居する方々に対し、その入居の円滑化を図るための支援が求められています。

【施策の方針】

緊急に民間賃貸住宅に入居する必要のある母子家庭等及びDV被害女性のうち低所得者を対象に、入居時における「入居に係る費用の工面の苦勞」すなわち経済的負担の軽減を図ることで入居の円滑化を支援することを目的として、その賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部助成を実施していきます。

(ウ) 就労支援の充実〔既存〕（商工課・児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

母子家庭の母が、収入面・雇用面でより良い仕事に就き、経済的自立を図るため、母子家庭等を対象とした職業訓練センターを活用した就業支援講座の開設や自立支援教育訓練給付金事業を導入し、就職や転職また職の維持・確保など母子家庭等の就業に関し、一定の効果をもたらしています。また、保育所・学童保育所の保育時間の延長や病児・病後児保育事業の実施により、急な残業や児童が病気の時などの対応が図られ、仕事と子育ての両立を支援しています。

【事業、実施等の課題】

母子家庭の経済的自立を推進するため、職業能力の開発を支援する自立支援教育訓練給付金事業の活用促進など就業に向けた支援が求められています。

【施策の方針】

母子家庭の母の就職の際に有利とされる高等技能の資格取得を支援する母子家庭高等技能訓練促進費の導入を視野に入れるとともに、就業支援策の積極的活用を図るため市報、ホームページなどの情報媒体を活用していくほか、母子自立支援員による就業相談等を通じ、支援制度の案内や関係団体等への協力要請を行うなどして支援制度の周知を図りつつ、就業支援事業の活用促進に努めていきます。

また、ハローワークや市の無料職業紹介所と連携し、一人ひとりの状況に応じた就業相談を展開していくとともに、効果的な職業のあっせんや能力開発の支援に努めていきます。

(エ) 育児支援の充実〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

保育所への優先入所の配慮や病気等の際に保育サービス等を提供する母子家庭等日常生活支援事業の実施、また、ファミリー・サポート・センターの利用料助成制度等の導入などにより、母子家庭等における育児負担や経済的負担の軽減が図られ、子育てと就業の両立を支援しています。

【事業、実施等の課題】

母子家庭等日常生活支援事業を円滑に推進するため、家庭生活支援員等の資質の向上を図るための研修会を行う必要があります。

【施策の方針】

母子家庭等日常生活支援事業に係る家庭生活支援員等に対する研修会を実施するとともに支援策の周知を図っていきます。

(才) 経済的負担の軽減〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

家計収入の低い母子家庭等に対し、児童扶養手当や父子家庭等支援手当など生活基盤を確保するための経済的支援や、母子家庭等の生活の安定や向上を図る母子寡婦福祉資金貸付制度の活用など、経済的自立を促進するための支援を推進しています。

また、医療費による経済的負担の軽減を図るために「ひとり親家庭等医療費助成制度」の推進に努めています。

【事業、実施等の課題】

「ひとり親家庭等医療費助成制度」については、「手続きがわかりにくい」、「仕事が忙しくて手続きに来られない」といった意見があります。また、児童扶養手当及び父子家庭等支援手当については、今後減額措置が講じられることとなっているため、事前に周知徹底を図る必要があります。

【施策の方針】

「ひとり親家庭等医療費助成制度」については、年に数回、休日窓口を開設するなど、助成制度を利用しやすくする方策を検討します。また、児童扶養手当及び父子家庭等支援手当については、手当額の減額に伴う混乱を避けるため、当該措置について周知を図るとともに、自立に向けた支援を推進していきます。

また、「母子寡婦福祉資金貸付制度」については、積極的に情報提供を推進していくほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施していきます。

(カ) その他〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

母子家庭等の自立支援にあたり、母子寡婦福祉会による積極的な事業展開が期待されるため、事業費補助金の増額や、公共施設への自動販売機設置の優遇措置などを通じ、会において一定の活動財源が確保されたことから、各種イベントなどの団体事業が拡充され、会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充が図られています。

また、若い世代の会員による事業企画への参画などにより、事業メニュー等の活性化が図られています。

【事業、実施等の課題】

母子寡婦福祉会の組織や活動の更なる活性化を図るために若い会員の加入促進が求められています。

【施策の方針】

母子寡婦福祉会の組織等の活性化や更なる事業の充実を図るため、若い母子家庭の母の入会を促進することとし、窓口等において団体の紹介や入会の案内などの啓発を行っていくとともに、団体事業の拡充に努めるよう母子寡婦福祉会に要請していきます。

母子家庭等児童入学及び就職祝金支給事業については、「ひとり親家庭支援総合対策プラン」において、家賃補助制度等居住支援制度の導入を契機に廃止することが明記されていることから、当該制度の導入にあわせ廃止します。

「母子及び寡婦福祉法」に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の策定は、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」のフォローアップを行うとともに、ひとり親家庭のニーズ調査を行い、父子家庭施策を含めるものとして検討・策定していきます。

障害のある子どもへの施策の充実

平成16年3月に策定された「野田市障害者基本計画」に基づき、障害のある子ども一人一人の個性に応じてきめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後までの相談体制や卒業後に至るまでの教育・療育体制の整備を教育、医療、福祉、労働関係諸機関が連携し計画的に進めるとともに、学習障害・注意欠陥多動性障害等の教育に特別のニーズのある子どもについても適切に対応します。

さらに、障害のある子どもの社会的・職業的自立に向けた取り組みや学校施設等のバリアフリー化を推進します。

福祉カー貸出は、これまでの活動を維持しつつ、運転ボランティアについては、他の方策も含めてその対応について再検討していきます。

(ア) 心身障害等についての意識の啓発 [既存] (社会福祉課)

【事業、施策等の現状】

啓発活動の推進として、12月3日から12月9日までの障害者週間には、市庁舎前に懸垂幕を掲げ、障害者についての理解と社会参加を推進しています。

諸事業に対する支援として、「福祉のまちづくりフェスティバル」を開催するとともに、障害者と健常者が共に参加する「おひさまといっしょに」や「障害者釣大会」、「サンスマイル」等の行事を支援するなど、障害者との交流機会の創出に努めています。

【事業、実施等の課題】

障害者団体とのヒアリングでは、「障害者の生の声を聴く耳を持ってほしい」、「心のバリアフリーの積極的な取り組みをお願いしたい」、「精神障害者に関する正しい知識の普及啓発活動を継続的に実施して欲しい」などの意見があり、市民の障害者への理解をより一層促進するための施策が求められています。

【施策の方針】

共生社会の理念を普及するとともに、障害者に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、各種行事や講演会を中心に、一般市民、ボランティア団体、障害者団体、企業、NPOなど幅広い層の参加による啓発活動等を推進していきます。

障害者とのふれあいや交流をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」や「障害者の日のポスター」の募集等を通じ、障害児に対する理解を促進していきます。

(イ) 障害を持つ子どもの社会参加の促進〔既存〕（社会福祉課）

【事業、施策等の現状】

福祉タクシーの利便性の拡大を図りました。

実績

（平成 15 年度）

- ・福祉タクシー登録事業者は 21 社、23 事業所で、うち車いすやストレッチャー対応の事業所は 1 社。

環境の変化に応じた施策として、平成 14 年度より福祉タクシーの利用対象者を、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者にも拡大しました。

【事業、実施等の課題】

需要調査では、福祉タクシーの利用方法等についての改善要望があったほか、車いすやストレッチャーで乗車可能な福祉タクシーが、市外 1 事業所にしか配備されていないことが指摘されており、これらへの対応が求められています。

【施策の方針】

福祉タクシー制度については、利用券の形状や支払い方法等の改良について、可能な限り利用者の立場に立って検討していきます。また、市内事業者に対し、車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーを導入することについて、積極的に働きかけていきます。

(ウ) 相談・指導・支援体制の充実〔既存〕（社会福祉課）

【事業、施策等の現状】

障害者（児）の相談体制の充実

- ・平成 15 年 10 月から障害者についての窓口を一本化し、ワンストップサービスで利用者本位の相談が受けられるよう社会福祉課内に「障害者何でも相談窓口」を設置するとともに、11 月からは関係機関等の協力を得て、専門相談を実施しています。

【事業、実施等の課題】

身近な相談支援体制の充実を図るため、ケアマネジメント従事者の更なる養成が必要となっています。

利用者本位の生活支援体制を確固たるものとするため、「障害者何でも相談窓口」について、保健、医療、教育、福祉の各分野にわたる連携体制の確立や地域で活動する諸団体との連絡体制の整備が求められています。

障害者団体等へのヒアリングでは、当事者が相談相手になるピアカウンセリングの実施についても高いニーズがあります。

【施策の方針】

平成 16 年 3 月に策定された「野田市障害者基本計画」に基づき、障害のある子ども一人一人の個性に応じてきめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後までの相談体制や卒業後に至るまでの教育・療育体制の整備を教育、医療、福祉、労働関係諸機関と連携し計画的に進めていきます。

身近な相談支援体制を構築するため、ケアマネジメント従事者の養成を図り、ケアマネジメント実施体制の整備に努めていきます。

「障害者何でも相談窓口」事業は、保健、医療、福祉、教育等と連携のとれた総合的な対応を図るほか、情報収集及び情報提供の拠点として、障害者相談員や関係機関との連携を図るとともに、継続的なケアや精神的なサポートが行えるようピアカウンセリング等の相談支援体制についても検討していきます。

また、現在の試行的な取り組みについて、利用した市民の評価などを参考に検証・改良を行い、将来的には障害者のニーズに的確に対応できるような障害者総合相談センターとして立ち上げていきます。

国においては、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを目的に、「発達障害者支援法」が平成 16 年 12 月 10 日に公布されたことを踏まえ、児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策の展開に努めていきます。

(エ) 心理相談・ことばの相談の充実〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

小児科医師や関係機関と連携し乳幼児健診の事後指導の充実を図り、必要な児童に対しては医療機関を紹介しています。

心理判定員や保健師が個別に対応し、必要時に関係機関の紹介など連携を図りました。

実績

・心理相談・ことばの相談

（平成 15 年度）

月 8～10 回開催 参加者延べ数 472 人

【事業、実施等の課題】

子育て支援事業の一つとして重要な事業であることから、子どもと関わりを持っている関係機関（児童相談所・保育所・幼稚園等）と連携し、支援体制の充実を図っていく必要があります。

来庁の機会を有効活用し、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報の提供や、ケースマネジメント、利用援助等を行い、包括的な支援を実施することが求められています。

【施策の方針】

子どもと関わりを持っている関係機関の担当者（実務者レベル）と支援体制充実のための会議を設置するとともに、一貫性・継続性のある指導ができるよう地域療育システムの構築についても検討します。この会議は年 3～4 回程度開催し、各機関の情報内容の確認やケース検討を行っていきます。

また、必要によっては助言者の派遣なども検討していきます。

(オ) ことば相談室の機能の充実〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

ことば相談室の現状を踏まえて適正な職員配置体制を確保し施設整備をすることについては、以下のように実施しました。また、合併に伴い関宿ことば相談室も設置しました。

実績

(平成 12～15 年度)

- ・ことば相談室指導員を 4 名配置するなど、利用者に対する指導等に対応した運営体制を確保し、適正な指導訓練を実施しました。

(平成 15 年度)

- ・合併に伴う関宿ことば相談室の開設により、ことば相談室指導員 2 名配置(計 6 名配置)しました。

適正な指導訓練の実施については、多くの希望者に対し適切に行いました。

実績

- ・ことば相談室利用者数
15 年度 745 人
- ・ことば相談室利用件数
15 年度 745 件
- ・言語障害を持つ親のための講演会（年 1 回・市役所 8 階大会議室）
15 年度 70 人

研修等を通じた職員の資質向上と総合的な機能の強化については、毎年定期的に実施しています。

実績

(平成 12 年度～)

- ・インリアル研修会に参加（1 回）
通所児童の能力の向上、保護者とのコミュニケーションの向上、指導員の資質・研鑽のため、インリアル研修会に参加し総合的な機能の強化を図りました。
- ・カウンセリング研修会に参加（2 回）
通所児童の能力をより向上させるとともに、指導員自身の資質及び研鑽を目

的として、通所児童の指導の内容をビデオにより収録しておき、それを使ってカウンセラーによるカウンセリング研修会を実施しました。

【事業、実施等の課題】

地域のニーズに応えるため、引き続き機能の充実が求められています。

【施策の方針】

今後も引き続き、適正な指導訓練を通じ、児童福祉の増進を図っていきます。

(カ) 障害児教育の推進〔既存〕（指導課・保健センター・あさひセンター）

【事業、施策等の現状】

特別支援教育に関する正しい理解と認識を深めていくことについては、学校全体で協力体制を確立し、児童生徒に対してよりよい指導・援助を推進してきました。

実績

- ・特別支援教育コーディネーター（教諭兼務）設置

特殊教育に関する正しい理解と認識を深めていくことについては、学校全体で協力体制を確立することなどにより、適切に運営しています。

専門性や資質を高めていく研修や交流については、積極的に実施しています。

実績

（平成 12～14 年度）

- ・特殊教育センターの研修への参加
- ・特殊学級等教育課程研究協議会への参加
- ・特殊教育部会・ことばの学級連絡会として年 2～3 回の研修
- ・特殊学級合同遠足（障害児学級合同）
- ・たんぼぼ作品展（野田・関宿地区障害児学級・県立野田養護学校合同）
- ・特殊学級合同運動会（野田・関宿地区障害児学級合同）

特殊学級介助員の雇用事業の推進については、毎年必要な人数を適切に配置しました。

実績

（平成 16 年度）

- ・配置数 19 名

第 15 期中央教育審議会第一次答申に沿った指導内容や方法の改善・充実については、障害児の多様化へ対応した研修会への参加等を行いました。

通園児（あさひ育成園、こだま学園）の療育支援体制において、デイサービス事業としては展開していませんが、理学療法士の採用による充実、多種の疾患に対応した研修及び医療・教育機関との連携を推進しています。

就学支援の観点からは、千葉県立野田養護学校との連携を強化し、就学前保

護者に対し保護者の考えや子どもの実態について共通理解を図り、適切な就学支援に努めています。

実績

(平成 12 年度～)

- ・ 障害の多様化へ対応した研修会への参加
- ・ 野田養護学校との連携を推進し、障害児教育への理解の進化（小学校）
- ・ 交流教育の充実を図ることにより、学校全体としての支援体制を整備（小学校）

学習障害（LD）注意欠陥多動性障害（ADHD）高機能自閉症等についての研修会を校内及び教育委員会で実施しています。校内には、平成 16 年度より特別支援教育コーディネーターを配置しています。

保育所や学童保育所において、児童相談所や学校との連携により、障害児の受入れを行っています。

実績

(平成 15 年度)

- ・ 保育所 13 人
- ・ 学童保育所 0 人

【事業、実施等の課題】

現在、特別支援教育については、研修中であり、充実した研修をいかにするかが課題となっています。

妊婦・乳幼児健康診査等の結果により、ハイリスク妊婦の把握及び乳幼児については、発育・発達や親子関係が気がかかる親子に対し、きめ細かな関わりを持ち、保健指導を充実させるとともに、学校等と連携を密にしながら行っていく必要があります。

就学支援においては、千葉県立野田養護学校以外の教育機関との連携の強化を図るとともに、幼稚園、保育所、児童相談所とも連携を図り、子どもに対する共通理解を推進していくことが必要です。

集団保育が可能な児童の受入れについて、保育所、学童保育所、児童福祉施設、児童相談所とも連携を深めていくことが必要です。

【施策の方針】

特別支援教育の充実に努めていきます。

妊婦・乳幼児健康診査のフォローとして、ハイリスク妊婦については、「妊婦健康診査受給資格者証」の結果により把握し、個別相談や訪問指導の充実に図っていきます。乳幼児に対しては、親子教室や相談等を充実し、発育・発達の支援や円滑な親子関係、子育ての支援に努めていきます。

就学支援の充実に図るうえでは、教育関係機関との連携を図るとともに通園児に対する個別支援の充実に図ることにより、より適切な就学支援を図っていきます。

学習障害（LD）注意欠陥多動性障害（ADHD）高機能自閉症等について、特別支援教育コーディネーターを中心に、管理職を含めた研修に取り組みます。また、校内における様々な軽度発達障害傾向の子どもへの対応を行っていきます。さらに、障害のある子どもの社会的・職業的自立に向けた取り組みや学校施設等のバリアフリー化を推進していきます。

学童保育所で集団保育が可能かどうか、学校等との連携により障害児の状況把握を行い、可能な場合保育を実施していきます。

(キ) 障害者の自立生活を目的とした施設への支援の充実〔既存〕（社会福祉課）

【事業、施策等の現状】

精神障害者に対する社会復帰施設として、NPO 法人による精神障害者小規模通所授産施設の整備が必要であることを踏まえ、目吹の旧職員住宅跡地の一部を貸与するなどの支援をしています。

平成13年4月に重度障害者通所施設「野田市立あおい空」を建設し、重度障害者に対する機能維持訓練やレクリエーション等を行っています。

関宿町との合併により市内の障害者の入所施設は、知的障害者更生施設野田芽吹学園及びくすのき苑の2施設です。

野田市の障害者施設としては、こぶし園（知的障害者通所更生施設）、あすなる職業指導所（知的障害者通所授産施設）、こだま学園（知的障害児通園施設）、あさひ育成園（肢体不自由児通園施設）があります。

関宿町との合併により、市内の心身障害者福祉作業所は2施設となっています。

障害者が適正な施設へ入所できるよう、社会福祉法人の施設整備時に建設費用の助成を行っています。

【事業、実施等の課題】

精神障害者についての専門的な相談体制の整備やケアマネジメント体制の充実が求められています。

精神障害者が自立した地域生活を営むための体制の整備が求められています。

入所施設から地域生活への移行を推進するためには、居宅生活を支援するサービス提供基盤の充実等が求められています。

団体ヒアリングの中で「各種施設の整備」が求められており、既存施設の有効活用等も含めて、野田市の現状に合わせた施設整備の在り方が課題となっています。

【施策の方針】

精神障害者及び家族の多様なニーズに対応できるよう、「障害者何でも相談窓口」事業の機能強化を図っていきます。

精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、居宅生活支援事業の普及を図るとともに、ケアマネジメントの在り方を検討していきます。

精神障害者の社会復帰を促し、将来的には自活して普通に社会参加ができるようにしていくため、地域生活支援センターをはじめとする必要なサービスの整備について、民設民営という基本的な枠組みの中で事業者を支援していきます。

精神障害者小規模通所授産施設の運営費補助を行っていきます。

「障害者は施設」という認識を改めるため、保護者、関係者のみならず市民全体の地域福祉への理解を促進していきます。

障害者本人の意向を尊重し、入所（院）者の地域生活への移行の推進を促進するため、地域生活の拠点となるグループホーム、生活ホームの整備を支援していきます。

授産施設等における活動から一般就労への移行を推進するため、関係機関と連携した職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の利用を推進していきます。

精神障害者に対する社会復帰施設として、施設整備の必要性を踏まえ、目吹の旧職員住宅跡地の一部を貸与するとともに、積極的に運営を支援していきます。

船形地区に約1万坪の土地を確保し、鶴奉に次ぐ第二福祉ゾーンとして整備するとともに、その一部の土地を知的障害者通所更生施設の運営主体となる社会福祉法人に貸与し、法人設立や国、県の補助採択に向けての支援のほか、運営開始後の財政的な支援も含めてできる限りの支援をしていきます。

なお、残地については、今後必要となる福祉施設について、建設や運営能力等が確実な法人等に土地を貸与し、民設民営による施設整備を図っていきます。

既存の福祉施設については、その施設が有すべきサービス機能の強化を図っていきます。

施設整備については、障害者が身近なところで施設を利用できるよう既存施設の有効活用等も含めて、野田市の現状に合わせ真に有用なものを見極め検討していきます。

(ク) 機能訓練の充実〔既存〕（あさひ育成園）

【事業、施策等の現状】

各種専門的な研修会に参加し、職員の資質の向上を図っています。平成 16 年 5 月から理学療法士を配置し、更に受入れ体制を強化しています。

実績

- ・千葉県通園施設連絡協議会や看護協会等が主催する研修会に積極的に参加し、職員の資質の向上に努めています。

(平成 15 年度)

- ・参加者数 あさひ 延べ数 16 人、こだま 延べ数 40 人

【事業、実施等の課題】

入園児の障害に合わせたりハビリテーション、療育及び保護者への療育支援を遂行していくためには、多種疾患にわたる専門知識の向上が求められています。その知識の向上を図るには、関係医療機関との連携や関係疾患に関わる研修会等などへの参加により、より専門的な資質の向上を図り、園児の残存機能、能力を最大限に引き伸ばしていくことなどが求められています。

【施策の方針】

専門的な研修などにより、職員の資質の向上に努め、受入れ体制の強化を図っていきます。

(ケ) 生活支援の充実〔既存〕（社会福祉課）

【事業、施策等の現状】

生活支援策の充実

- ・福祉タクシーの利用対象者を精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者にも拡大しています。
- ・新規に身体障害者手帳を交付申請する際に要した診断書に係る費用について、7,000 円を限度に助成していますが、精神障害者保健福祉手帳についても対象としています。

新たな生活支援の充実策

- ・平成 14 年度から精神障害者居宅生活支援事業が市町村に移譲されるのに先駆けて、精神障害者のホームヘルプサービスを実施しました。
- ・重度障害者通所施設「野田市立あおい空」を建設し、重度障害者に対する機能維持訓練やレクリエーション等を行いました。
- ・野田市斎場内に精神障害者の自立と社会参加の場として、野田市社会福祉協議会運営による「セレシヨップやすらぎ」を開設しました。
- ・障害者の相談窓口を一本化し、ワンストップサービスで利用者本位の相談が受けられるよう、10 月から社会福祉課内に「障害者何でも相談窓口」を設置し、11 月からは関係機関等の協力を得て専門相談を実施しました。
- ・在宅の知的障害者で、療育手帳の程度が重度と判定された 20 歳以上の方に、重度知的障害者福祉手当（月額 12,650 円）を支給しました。
- ・判断能力が十分でない方の権利を保護する法定後見制度の利用に対する支援を行なうため、「成年後見制度利用支援事業」を導入しました。

【事業、実施等の課題】

需要調査の結果の中で、平成 15 年 4 月から新しく始まった『支援費制度について知っていますか』との問いに対し、55%が「わからない」と回答しており、より一層の周知が必要ということが示されました。このことから福祉サービスの内容等も含めた情報提供の充実強化が求められています。

身近な相談支援体制の充実を図るため、ケアマネジメント従事者の養成が必要です。

利用者本位の生活支援体制を確固たるものとするため、「障害者何でも相談窓口」について、保健、医療、教育、福祉の各分野にわたる連携体制の確立や地域で活動する諸団体との連絡体制の整備が求められています。

障害者相談員が多様なニーズに対応できるよう相談員相互のネットワーク化が必要です。

障害者の権利擁護に関する事業や財産管理及び身上監護を支援する「成年後見制度」の利用促進を図ることが必要です。

障害者のニーズに応じてボランティアサービスが受けられるような体制整備について検討するほか、障害者団体に対する活動支援が必要です。

【施策の方針】

支援費制度を始めとする各種福祉サービスの周知徹底を図るため、障害者ガイドブックや広報紙、ホームページ等による広報活動を充実していきます。

身近な相談支援体制を構築するため、ケアマネジメント従事者の養成を図り、ケアマネジメント実施体制の整備に努めていきます。

「障害者何でも相談窓口」事業は、保健・医療・福祉・教育等と連携のとれた総合的な対応を図るほか、情報収集及び情報提供の拠点として、障害者相談員や関係機関との連携を図るとともに、継続的なケアや精神的なサポートが行えるようピアカウンセリング等の相談支援体制についても検討していきます。

「障害者何でも相談窓口」の試行的な取り組みについて、利用した市民の評価などを参考に検証・改良を行い、将来的には障害者のニーズに的確に対応できるような障害者総合相談センターとして立ち上げていきます。

家族と暮らす障害者の支援策として、家族教室を開催していきます。

障害者相談員が地域で生活する障害者の多様なニーズに身近に対応できるようにするため、相談員研修を行うとともに、相談員相互のネットワーク化等を図っていきます。

判断能力が不十分な障害者に対する地域福祉権利擁護事業、障害年金など個人の財産について適切な管理ができるよう「成年後見制度」など障害者の財産管理及び身上監護を支援するシステムについて、利用の促進を図っていきます。

ボランティアセンターにおいてボランティアを育成し、障害者がニーズに応じて派遣を受けられることができる体制の整備について、社会福祉協議会と連携しつつ検討していきます。

障害者自身がボランティアとして活動できるように社会福祉協議会が取り組む活動について支援していきます。

障害者団体の活動拠点として、総合福祉会館の活用を図っていきます。

障害者団体への補助については、県の要綱に沿って補助されるものは、今後とも積極的に働きかけを行っていきます。また、市の単独補助については、厳しい財政状況を踏まえ、予算制約の範囲内においてバラマキにならない形で可能な限り対応を検討していきます。

(コ) 社会福祉施設入所負担金助成事業の推進〔既存〕 (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

柏児童相談所や社会福祉施設などの関係機関と連携を図り、事業内容について社会福祉施設入所負担金助成該当者に通知するなど、周知を図りました。

実績

(平成 15 年度)

- ・ 社会福祉施設入所者数 46 名、助成件数 46 件
- ・ 事業の実施及び周知

社会福祉施設入所負担金助成事業については規則に基づき実施

【事業、実施等の課題】

社会福祉施設に入所している児童の家族に対する経済的な支援の継続が望まれています。

【施策の方針】

事業を引き続き実施していきます。

(サ) 施設サービスの充実（知的障害児通園施設こだま学園、肢体不自由児通園施設あさひ育成園等）〔既存〕（こだま学園・あさひ育成園）

【事業、施策等の現状】

適正な職員配置

入園者の人数により、児童福祉施設最低基準に基づき、臨時保育士を活用し適正な職員配置を行なっています。

実績

（平成 15 年度）

- ・年度末園児数 あさひ 10 人（市外 1 人）、こだま 15 人（市外 0 人）
- ・あさひ育成園の処遇職員（保育士 2 人、看護師 2 人）4 人
- ・こだま学園の処遇職員（保育士 2 人、児童指導員 1 人、臨時保育士 4 人）7 人

【事業、実施等の課題】

定員に対しての入園児童数は少ない状況にあるものの、通園施設には、より重度の障害をもつ児童が入園するようになってきており、その受入れ体制の強化が求められています。

【施策の方針】

入園児等の実態を見極めつつ適正な職員配置について検討していきます。

(シ) 福祉カー貸出事業の充実〔既存〕（社会福祉協議会）

【事業、施策等の現状】

リフト付ワゴン車「福祉カー」貸出事業の促進を図るために広報活動を強力に展開していくことについては、重層的に実施しています。

実績

（平成 15 年度）

- ・リフト付ワゴン車「福祉カー」の貸し出し状況
（施設・団体:24 件 個人：19 件 計 43 件）

【事業、実施等の課題】

「福祉カー」2 台については、購入後 10 年を経過しており、老朽化していることから、平成 16 年度に 1 台廃車されるため、事業のあり方について検討する必要があります。

運転ボランティアを含めた中で、運転サービスのあり方についての見直しが必要となっています。

【施策の方針】

福祉カー貸出事業のあり方については、利用の動向を踏まえ、検討を進めていきます。

運転ボランティアについては、他の方策も含めてその対応について再検討していきます。

(ス) 福祉用自動車(ワゴン車)の貸出の促進〔既存〕 (社会福祉協議会)

【事業、施策等の現状】

広報活動については、市報、社協だより等により実施しています。

福祉用自動車の貸出利用ニーズの実態調査については、福祉用自動車の利用ニーズとしては、主に施設での利用が多い状況にあります。

実績

(平成 15 年度)

・福祉用自動車(ワゴン車)の貸出状況

(施設：92 件 団体：25 件 計：117 件)

ボランティアによる運転サービスへの取り組みについては、実施した経緯はありますが、運転ボランティアの確保が難しい状況となっています。

【事業、実施等の課題】

福祉用自動車 2 台の内、1 台(ハイエース)は平成 3 年度に購入しましたが、老朽化により平成 16 年度廃車となります。利用状況としては施設利用が多い傾向にあることから、事業のあり方について検討する必要があります。

【施策の方針】

事業を引き続き実施しながら、事業のあり方について検討していきます。

(セ) 車椅子等貸出事業の充実〔既存〕（社会福祉協議会）

【事業、施策等の現状】

車椅子の貸出をして、利用者の利便を図っています。

実績

（平成 15 年度）

・車椅子貸出状況

（利用延べ件数 476 件、貸出延べ日数 9,566 日）

車椅子貸出事業における福祉教育の推進を図るため貸出用車椅子の一部をボランティアセンター用の貸出機材に用途変更し、学校等の申込に応じて貸出を行なっています。また福祉意識の高揚を図るため、総合学習等において出張講習等ができるボランティアグループの育成を図り、学校等への派遣を行なっています。

【事業、実施等の課題】

車椅子の貸出事業のより一層の充実を図ることが求められています。

【施策の方針】

車椅子の貸出事業のより一層の充実を図っていきます。

人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取り組み

人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づき、児童虐待の総合的な防止対策、ひとり親家庭の自立に向け、居住の場の確保や就業支援など総合的な取り組み、安全の確保、子育て支援サービスの充実、教育環境の整備に努めていきます。

人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取り組みについて〔既存〕

(人権施策推進課)

【事業、施策等の現状】

平成14年2月に「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画」を策定し、学校における人権教育の推進として、幼稚園や保育所等における就学前教育において、さまざまな遊びや活動を通して他の幼児や高齢者などの異世代とのかかわりの中で協力の心などを育む教育、学校教育における差別や偏見をなくし、他人を思いやる「心の教育」などの充実を図りました。

また、個別重要課題として「子ども」の人権を位置付け、「野田市エンゼルプラン」に基づき子育て支援を推進するとともに、施策の方向性の中で、子どもの生命・安全の確保、いじめ対策、青少年育成のための環境整備、自ら学び、自ら考える力の育成に努めました。

【事業、実施等の課題】

平成14年10月に実施した野田市人権に関する市民意識調査の結果では、「子どもの人権問題」は3番目に関心の高い項目40.7%（障害者47.9% 高齢者45.7%）でありました。

個別事項としては、「学校における仲間はずれや無視・いじめ」70.2%、「保護者による虐待」59.5%、が特に高い関心を集めています。

平成16年度の人権行動計画の見直しにあたり、引き続き、市民の関心の高いいじめ対策や児童虐待防止対策を進めるとともに、安心して子育てができる施策の充実が必要です。

【施策の方針】

人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づき、次の施策を推進します。

「子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」に基づき、児童虐待の総合的な防止対策を進めていきます。

「ひとり親家庭支援総合対策プラン」に基づき、ひとり親家庭の自立に向け、居住の場の確保や就業支援など総合的な取り組みを行っていきます。

子どもたちの健全な育成と犯罪や事故から守るため安全の確保に努めていきます。

すべての人が安心して楽しく子育てができるように子育て支援サービスの充実に努めていきます。

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に努めていきます。